○国土交通省告示第五百七十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年三月三十一日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－835号	表面仕上材（難燃性塗料）	厚膜形水系塗料	中国塗料株式会社	広島県大竹市明治新開１番７

○関東地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
成田市桜田字宮内裏八七二番三地内	前	八五・九一～一〇七・三二メートル	〇・〇六〇キロメートル
成田市所字権現前九二二番一から同市所字権現前九二六番一まで	後	八五・九一～一〇八・二五メートル	〇・〇六〇キロメートル
	前	三三・一七～三三・一七メートル	三八・八四〇・〇五一キロメートル
	後	四一・四七メートル	〇・〇五一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十一号	成田市所字権現前九二二番一から同市所字権現前九二六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月十六日

○関東地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茨城県猿島郡境町大字西泉田字上野原一二三三番一から同町大字山崎字上地二五六五番まで	前	五五・二四～七五・九五メートル	〇・四二八キロメートル
	後	四九・七一～七四・一七メートル	〇・四二八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○九州地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
熊本市北区四方寄町字内鶴五七六番二から同市南区近見七丁目二二七〇番一まで	前	ＢＡ　一三・二〇～一八・五〇メートル	一二・三六〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一三・二〇～一八・五〇メートル	七・五八〇キロメートル	
		一二〇・〇〇～一二四・〇〇メートル	一二・三六〇キロメートル	
		一二〇・〇〇～一二四・〇〇メートル	七・五八〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

国会事項

衆議院

議案送付

四月十四日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

旅券法の一部を改正する法律案

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案

参議院

議案受領

四月十四日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

旅券法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

議案付託

四月十四日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会に付託

人事異動

法務省

（最高検察庁検事法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第一部長）検事　渡邊　ゆり

東京高等検察庁検事に併任する

法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第一部長に充てることを解く

（東京高等検察庁検事）同　岡田馨之朗

法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第一部長に充てる

伊見　真希　神林恵美子　斉藤　芳朗

佐藤　岩夫　鈴木　巧　坪田　郁子

中村　美華　湯川　喜雄　吉田　久

和気　純子

日本司法支援センター評価委員会委員に任命する

（各通）（以上四月七日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から二月二十日ノルウェー国王陛下へ発せられた御祝電に対し、三月十九日御答信があった。